

第8期 雲南市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和5年8月23日（水） 13:30～15:25
2. 場 所 市役所3階・301会議室
3. 出席委員（16名）
4. 欠席委員（3名）
5. 事務局又は説明者
6. 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 諸報告
 - 日程第3 議案の上程
 - ・議第21号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
 - ・議第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第2回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番委員、4番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告について ・ 合意解約届(農地法第18条第6項通知)の受理について ・ 農地法第4条第1項第8号(施行規則第29条第1号)届出書(農業用施設用地転用届)の受理について ・ 公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項 ・ 会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第21号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書5ページ、議第21号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。6ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。 (担当者から法及び様式の説明有り) 番号1番と2番、〇〇町〇〇地区です。地目は畑2筆で関係者は1名、面積は538㎡です。令和5年8月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号3番から7番、〇〇町〇〇地区です。地目は田1筆、畑4筆で、関係者は1名、合計面積は2,009㎡です。令和5年8月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号1番から7番の各筆数は田1筆、畑6筆、合計7筆で、面積は田618㎡、畑</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>1, 9 2 9 m²、合計 2, 5 4 7 m²です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第 2 1 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 2 1 号農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 2 1 号農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第 2 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 7 ページ、議第 2 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを説明します。今月は 3 件の申請が出ております。議案書 8 ページをご覧ください。図面資料は 4 ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は 1 2 7 m²です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は譲受人の要望により譲り渡す、譲り受けの申請事由は所有地の整理をするため市から譲り受けるといことです。図面資料の 6 ページをご覧ください。申請地はもともと耕作道であったようですが、現在は周りの農地と合わさって見た目上は田の一部となっています。この周りの農地については譲受人所有の農地でしたが、先月の総会で現在の耕作者への所有権移転の許可が出ております。先月の段階ではこの赤道部分は耕作者が払い下げを受ける予定でしたが、払い下げの申請や登記の都合により、一度今回の譲受人が所有権を取得する必要があるとのことで今回の申請を出されました。所有権を取得された後は速やかに、今度は今回の譲受人から耕作者への 3 条申請をされ、最終的にはここも耕作者の所有地として周りの農地と共に耕作をされるという計画となっています。特殊な案件ですが、所有者の農地を整理するために必要な手続きとなりますのでご配慮いただければと思います。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号 2 番、〇〇町〇〇の 3 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は 6, 3 3 9 m²です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である、譲り受けの申請事由は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>申請地を譲り受けて耕作を行うということです。譲受人は隣接する農地を耕作しており、所有権取得後は申請地も同様に耕作をしていくとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は91㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である、譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請人らは昔からの知人で、譲渡人が所有地を処分したいと考え、譲受人に貰ってほしいとお願いされたそうです。自宅からは少し離れていますが、通って耕作をされるそうです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第22号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第22号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第22号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第23号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第23号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書10ページをご覧ください。図面については12ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆です。地目は議案書のとおりで面積は111.57㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は農機具倉庫及び耕作地への進入路として整備したいとのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は8.99㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は遠方にある墓地を申請地に移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、令和2年7月に墓地を移転したが、農地法の認識不足により、転用の手続きをせず今まで利用してしまったとのことです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目及び申請人は議案書のとおりで申請面積は72㎡の内30㎡です。転用目的及び転用理由は圃場整備に伴い既存施設の移転が必要になったため、申請地にごみ集積所5㎡を新たに整備したいとのことです。始末書が提出されており、事業の工事期限が迫っていたことから早急に施設を移転する必要があったため、農地法の申請前に転用してしまったとのことです。農用地区域内ですが、令和5年7月6日に農振除外の事前了承が出ております。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じで、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目及び申請人は議案書のとおりで申請面積は145㎡です。転用目的及び転用理由は申請地にカーポート2台分を整備したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により昭和55年頃から申請人の親族が車庫を建築し、農地と気がつかないまま利用していたとのことです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>なお、申請番号3番については農振除外の事前了承案件ですので、本日許可相当と決定いただいた場合、農振除外の決定後に会長専決により許可となります。以上報告いたしますのでご審議についてよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>それでは、私の方から2番の案件について補足説明をいたします。</p> <p>(会長から補足説明の必要性等について説明有り)</p> <p>申請に至った経過ですが、農地パトロールで指摘を受けて判明したようです。親族が墓地移転をしており把握していなかったため今回申請をされました。図面の15ページをご覧くださいと思いますが、現状は墓石が整備されており、令和2年7月頃になされたようです。転用面積は申請のとおりですが、墓ですので10㎡以内となっています。図面の下側を見ていただければわかりますが、従前の墓地は遠くにあり、山中で急峻な狭隘の道であったため不便であり、自宅の隣接地である畑に墓石を整備されました。顛末書が出されておりますが、申請地について農地法4条の手続きをせずに整地を行い、墓碑を建設しました。誠に申し訳なく存じますと共に深く反省いたしております。申請地については令和2年7月、墓地の往来及び永代管理が困難となり、移転し現在に至ります。当時は農地法の認識が足りず無断転用となったものです。今後は法令を遵守し、このような不始末が無いよう十分注意をいたしますので何卒寛大なご処置を賜りますように顛末書をもってお願いを申し上げますとして出されています。こうした状況でございますので、現地の報</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	告と併せてお願いをさせて頂きたと思います。以上でございます。
18番	他に補足説明はございませんか。
議 長	はい
18番	はい。どうぞ。
	<p>はい、18番です。申請番号の3番と4番について補足説明いたします。最初に3番ですが、始末書が出ていますので先に読み上げます。今回、申請地に廃棄物集積場を設置したく申請するにあたり、農地転用許可申請を怠り無断転用した事をお詫び申し上げます。この度、圃場整備事業の耕作道新設工事に伴い集積場等の移転が必要となり、申請地を移転場所を選定し、土地の造成、基礎コンクリートの打設、建物の移転を実施するにあたり、農地転用許可が必要である事を知り、早急に許可申請を提出することにいたしました。本来であれば無断転用であり、申請地を農地へ復旧後に許可申請をしなければなりません、耕作道の工事期限が迫ってきているため、当方の勝手なお願いですが申請地を現状のまま許可申請したくよろしくお願ひしますということです。この件について聞き取り調査をしましたので申し上げます。図面19ページをご覧ください。申請地の下側の地番へ基盤整備による耕作道が新設されることになったそうですが、今までその場所にゴミ置き場があったということで、今回移転が必要になったという事です。集積利用関係者14戸により協議し、申請地を移転場所と決定し、昨年11月ごろから使用されてきました。道路に接していること、利用関係者のほぼ中央に申請地が有ることが決定された理由です。周囲に与える影響は無く、利用関係者の利便性も良いと言う事です。</p> <p>次に4番の案件です。この案件についても、必要な手続き前に転用していたことについてと書面が出されていますので読み上げます。申請地へ昭和55年頃に親族が車庫を建築し、現在に至るまで利用しています。この度、申請地にカーポートを建築することになり土地の調査を行ったところ、農地であることが判明しました。農地関係の法律の知識不足や親族との引継ぎが充分でなかった事により、無断転用状態であることが分かりませんでした。この度正式に申請を行わせて頂きたく存じます。農地転用手続きを得ずに転用したことをお詫び申し上げます。この度の事を反省すると同時に、今後このような事が無いよう留意致しますということです。図面22ページをご覧ください。申請地は宅地へ進入する入口であり、市道に接しています。申請にあたっての経過は先程の書面のとおりですが、新しくカーポートを建築する際に判明したというものです。古い車庫については、親族が昭和55年頃から使用していたようです。申請地の周辺は自己所有地であり影響の問題は無く、排水も既設水路へ流される予定です。家の前であり、利便性が良いという事で選定されております。以上でございますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
	(補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第23号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第23号農地法第4条の規定による許可申請

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>については、はじめに本案件のうち申請番号1番、2番及び4番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第23号農地法第4条の規定による許可申請について申請番号1番、2番及び4番の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち申請番号3番は、農用地除外の事前了承ともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第23号農地法第4条の規定による許可申請について申請番号3番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第24号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第24号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書13ページをご覧ください。図面については24ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は28㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は宅地拡張で、転用理由は農機具小屋等への管理場として利用したいとのことです。始末書が提出されており、平成8年12月末頃から申請人の親族がコンクリート舗装し利用してしまったとのことです。農用地区域内ですが、令和5年7月6日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は50㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、宅地へ車両を入れるための進入路として使用したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は合計1,356㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は太陽光発電施設で太陽光パネル180枚を整備し、周囲にフェンスを設置する予定となっています。農用地区域内ですが、令和5年7月6日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は合計1,748㎡、地目及び土地代</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、太陽光発電施設で太陽光パネル144枚を整備する予定となっています。農用区域内ですが、令和5年7月6日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は1,859㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は太陽光発電施設で太陽光パネル180枚を整備する予定となっています。農用区域内ですが、令和5年7月6日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は725㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は太陽光発電施設で太陽光パネル192枚を整備する予定となっています。農用区域内ですが、令和5年7月6日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>なお、申請番号1番については、農振除外の事前了承案件ですので、本日許可相当と決定いただいた場合は、農振除外の決定後に会長専決により許可となります。また、申請番号3番から6番については、事業者が同一であり、関連する転用事業に係る申請の総面積が3,000㎡を超えておりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告しますのでご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議 長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>1 番 はい。</p> <p>議 長 はい。どうぞ。</p> <p>1 番 1番です。申請番号1番の案件ですが、聞き取り調査をしていますので説明します。申請者の代理人である行政書士と一緒に現地で行いました。図面の25ページをご覧ください。申請人の宅地が隣接にありますが、この度、譲渡人と譲受人により宅地の売買契約が成立したため、この手続きで申請地が農地であることが判明し申請に至ったようです。転用目的や使用開始時期は事務局の説明のとおりです。写真のとおり舗装がされています。写真の奥の方に電柱が写っていますが、当時、この電柱を建てるために舗装をしたのではないかという事でした。いずれにしても、建物の裏に今回の申請地が残っていたため、整理を掛ける目的で転用手続きをされたようです。始末書が出されています。農地法の手続きを知らなかったということですが、法を守らなかったことに対してお詫びをされています。以上でございます。</p> <p>議 長 他に補足説明はございませんか。</p> <p>1 8 番 はい。</p> <p>議 長 はい。どうぞ。</p> <p>1 8 番 18番です。申請番号3番から6番の4件について、先ほど事務局からの説明のとおりですが、面積が大きいことから聞き取り調査を行っていますので報告させていただきます。図面は31ページから始まります。3番から5番までの申請はそれぞれ隣接しており、全体</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>を太陽光発電として計画されたものです。3番と4番の案件ですが、所有者は今年の12月頃に業者から話があったようで、承諾されて申請に至っています。地域を一带として計画されており、又、申請地の隣接には既に大規模な太陽光発電施設があることから特に大きな問題とはならないだろうという事でございます。業者は適地として判断しており、耕作者は獣被害の発生も多く耕作が困難と考えておりやむを得ないという事です。一带の中にパネルを設置しない箇所があるようですが、そこは地盤が悪く、造成による地盤改良を行わない計画で進められているようです。その他の案件も大概同じような話が業者からされておりますが、5番の案件についても聞き取りをしています。こちらの申請者へは今年の正月頃に話があったようで、その後、業者の計画に同意をされたそうです。その他、地域の特性等は先程と同じです。次に6番の案件ですが、3番から5番の案件と場所が少し離れたところに申請地があり、国道から200メートル程度入った場所となります。申請者へは今年の8月頃に話があり検討した結果、申請地へ発電施設を設置することに同意し、転用申請をすることになったそうです。申請地の周辺には住宅があり、業者から設置説明をされたようですが、留守の家があって全員へは説明が出来ていないので所有者から説明をされたそうです。その中のお一人の方が反射光の心配があるとの事でしたが、設置場所と住宅とは段差があり、直接住宅に影響を与えることは無いと申請者は言っておられました。業者の方が適地と判断し設備を設置されるものであり所有者としては特に意見は無いとの事でした。以上のような状況ですのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第24号についての説明を終わります。</p>
	<p>次に、質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第24号農地法第5条の規定による許可申請</p>
	<p>については、はじめに、本案件のうち申請番号2番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第24号農地法第5条の規定による許可申請について</p>
	<p>は、申請番号2番の案件を申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
	<p>次に、本案件のうち申請番号1番の案件は、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第24号農地法第5条の規定による許可申請について、</p>
	<p>申請番号1番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
	<p>次に、本案件のうち申請番号3番から6番の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第24号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番から6番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合、並びに県知事の同意が得られた場合は会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>議案書16ページをご覧ください。今回は設定件数5件、内訳は〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町2件、〇〇町1件です。また、借り受け戸数は4戸となっております。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する吉田町の案件がございますので協議の際にはご配慮いただきたいと思っております。あの時計で15時20分まで暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、利用権貸借の1番から4番について〇〇町からお願いします。</p>
1 番	<p>はい、1番です。〇〇町の案件について報告します。再設定であり、受け手の方は意欲的な農業経営に取り組んでおられる方で妥当であると判断しましたのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
8 番	<p>はい、8番です。2番の案件について説明いたします。受け手の方は、若い方ではございますけども米作りに励んでおられると聞いております。新規ですが、問題ないと判断しますのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
3 番	<p>はい、3番です。3番と4番の件ですが、受け手の方は個人名となっておりますが、地元企業の経営者で地元からの信頼も厚い方ですので問題ないと思っております。利用目的の欄に山椒と記載してありますが、これを使ったジャコ山椒を道の駅等で販売されており、人気も高く事業も順調であると聞いておりますので、審議の程をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の1番から4番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の1番から4番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。〇〇町分の利用権貸借の申請番号5番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、5番委員にはご退席願います。</p> <p>(5番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、議事参与の制限に該当する案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
16番	<p>はい、16番です。17番委員が欠席のため、私が代わってご報告させていただきます。番号5番の申請ですが、受け手については認定農業者であり、周辺の農地も集積されているため問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち利用権貸借の申請番号5番の案件は、申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち利用権貸借の申請番号5番の案件は申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定いたしました。</p> <p>5番委員にはご着席願います。</p> <p>(5番委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(15:25終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____